

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（案）に関する御意見の募集について

平成17年5月9日
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

この度、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）の一部を改正することについて、広く御意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定に際しての参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1 意見の提出方法

御意見をまとめ、電子メール又は郵送にて、必ず「BSE検査の対象月齢について」と明記の上、提出して下さい。

【提出先】

○電子メールの場合

bsekensa@mhlw.go.jp

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課あて

2 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。個人単位の場合は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人単位の場合は法人名・所在地を記載して下さい。

なお、提出いただいた御意見は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

3 意見の締切日

平成17年6月9日（木）

4 関連資料

- 厚生労働省及び農林水産省による内閣府食品安全委員会に対する諮問関連（記者発表資料）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/10/h1015-2.html>

- ・内閣府食品安全委員会による厚生労働省及び農林水産省に対する答申関連
(記者発表資料)

http://www.fsc.go.jp/tuuchi_bse_170506.pdf

http://www.fsc.go.jp/bse_hyouka_kekka_170509.pdf

http://www.fsc.go.jp/bse_sinkyutaishouhyo_170509.pdf

http://www.fsc.go.jp/bse_ikenjyouhou_170509.pdf

5 改正の概要

別紙のとおり、牛のBSEスクリーニング検査対象月齢を21月以上とすること。